

平成26年第2回  
上小阿仁村議会定例会  
会 議 録

平成26年3月 4日 (開会)

平成26年3月14日 (閉会)

**日程第5 議案第1号から日程第16 議案第12号 上程・付託**

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成26年度上小阿仁村一般会計予算についての件から、日程第16 議案第12号 平成26年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、12件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております12件の提案理由の説明は、付託する委員会で求めることにして、説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長（小林信） 議案第1号から議案第12号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

**日程第17 議案第13号から日程第26 議案第22号 上程・付託**

○議長（小林信） 日程第17 議案第13号 平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第26 議案第22号 平成25年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件まで、10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 横版の上小阿仁村議会定例会提出予算関係議案をお出しいただきたいと思います。1ページになります。25年度の補正予算ですので、横書きの方をお願いしたいと思います。

議案第13号 平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算（第10号）であります。

平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,311万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億528万5,000円とするものであります。

第2条につきましては、繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

第3条 これにつきましては、地方債補正であります。既定の地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

5ページお願いいたします。第2表の繰越明許費であります。これにつきましては土木費、道路橋りょう費の社会資本総合交付金（橋りょう補修）であり

ます。小袋岱橋の上部工の部分であります。5,478万2,000円であります。それから災害復旧費、農地農業用施設災害復旧費でありますけれども3,627万2,000円、これは中五反沢、上仏社、長信田地区の部分にあります。それから林道施設災害復旧費1,800万円。これは長信田沢、五反沢国見線の部分の繰り越しであります。次に公共土木施設災害復旧費1,000万円あります。これは長信田羽立線、多々羅十二の沢線の分に係るものであります。総額1億1,905万4,000円となります。これが平成26年度事業となります。

次のページをお願いいたします。第3表の地方債補正であります。

2番の過疎対策事業債であります。1億7,980万円を1億4,580万円というふうなことで補正するものであります。災害復旧事業債につきましては1,160万円を、補正後1,060万円とする内容となっております。詳細につきましては歳入補正でご説明させていただきたいと思っております。

続きまして9ページをお願いします。最初に歳入でありますけれども歳入歳出とも、今回の補正につきましては、実績によるものが主なものでありますので、金額の大きいものだけ説明をさせていただきたいと思っております。

最初に9款 1項 1目の地方交付税であります。15億4,363万5,000円を112万3,000円補正いたしまして、15億4,475万8,000円とするものであります。これにつきましては、追加交付分、調整率分の追加というふうなことになります。

次に11款分担金及び負担金であります。2目災害復旧費分担金223万1,000円を124万6,000円減額補正しまして、98万5,000円とするものであります。これは農地農業用施設災害復旧分担金というふうなことでありますけれども、国庫補助率の増嵩によります減額というふうなことになります。

次のページをお願いいたします。同じく災害復旧費国庫負担金4,136万6,000円。既定額812万1,000円を追加補正いたしまして4,948万6,000円とするものであります。これは補助率の増嵩によりまして増額となった部分であります。また、公共土木災害復旧費負担金につきましては、災害査定によりまして減額となっております。

13款国庫支出金であります。土木費国庫補助金につきましては事業実績によりまして、既定額6,216万5,000円が573万9,000円の減額補正によりまして5,642万6,000円とするものであります。

続きまして11ページをお願いいたします。14款県支出金 県補助金の部分であります。農林水産業費県補助金、既定額2,593万5,000円を159万円減額いたしまして2,434万5,000円とするものであります。主なものとしまして政策転換対応型農業支援事業費の減額に伴うものであります。

次のページ、6目労働費県補助金であります。既定額1,593万8,000円。629

万 3,000 円を減額しまして 964 万 5,000 円とするものであります。内容につきましては緊急雇用創出臨時対策基金事業費が実績によりまして減額となっております。

次の 13 ページ、15 款財産収入の 1 目不動産売払収入、既定額 1,408 万 3,000 円を 147 万 1,000 円減額いたしまして 1,261 万 2,000 円とするものであります。これにつきましては、造材売払収入が減額となっております。南沢地区の堀内岱の分が減額、それから沖田面集落との村行造林分が増額となっております。2 目物品売払収入、既定額 25 万円が 269 万円増額で 294 万円とするものであります。これは建設機械の売払収入が増額となっております。除雪機械の売払いの分であります。

次の 14 ページ、20 款村債、2 目の過疎対策事業債、既定額 1 億 7,980 万円を 3,400 万円減額いたしまして 1 億 4,580 万円とするものであります。内訳につきましては除雪機械整備事業費と診療所までですけれども実績によりまして減額をするというふうな内容であります。4 目災害復旧事業債、既定額 1,160 万円を 100 万円減額いたしまして 1,060 万円とするものであります。これは先ほど説明したとおりであります。実績に伴う減額補正であります。

次のページ、歳出であります。

2 款総務費 1 項総務管理費 2 目文書広報費であります。既定額 6,155 万 8,000 円、255 万円の減額いたしまして 5,900 万 8,000 円とするものであります。主なものとしましては 19 節負担金補助になります。これは秋田県町村電算システム共同事業組合負担金であります。これは新しくシステムを稼働させております。昨年の 10 月から稼働しているものにつきましては実績による減額補正であります。18 ページ、8 目自治振興費であります。既定額 2,060 万円、379 万 6,000 円の減額であります。補正後 1,680 万 4,000 円とするものであります。これにつきましては、地域おこし協力隊員の募集をしたわけですけれども、1 人は 7 月から採用になりまして産業課の方で勤務をしていただいております。1 人については欠員の状況でありましたので、ここで減額させていただいております。

20 ページをお願いいたします。13 目財政調整基金費、既定額 1 億 3,723 万 2,000 円を 6,559 万 5,000 円追加させていただきまして 2 億 282 万 7,000 円とするものであります。これは歳入歳出の部分の調整を、ここでさせていただいております。

23 ページ、4 款 3 項診療所費 1 目診療所費、これにつきましては、次のページになりますけれども、国民健康保険診療施設勘定特別会計の繰出金が主なものとなっております。4 款衛生費 4 項水道費 1 目水道費になります。既定額 7,405 万 1,000 円、798 万 1,000 円を減額しまして 6,607 万円とするも

のであります。これにつきましては、契約差額、それから簡易水道事業特別会計への繰出金の分となります。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費、既定額 6,199 万 3,000 円を 434 万 5,000 円減額いたしまして 5,764 万 8,000 円とするものであります。大きなものとしまして 13 節委託料、農産加工品生産事業委託料ということで、これは緊急雇用の実績に伴うものであります。28 節繰出金農業集落排水事業特別会計の繰り出しというふうなものが主なものとなります。次のページ、5 目野外生産試作センター管理費、既定額 2,554 万円を 341 万 2,000 円減額いたしまして 2,212 万 8,000 円とするものであります。これにつきましても共済費、賃金等にみております緊急雇用の部分の実績による減額補正であります。

次のページ、6 款農業水産業費 2 項林業費 4 目造材事業費、既定額 1,689 万 6,000 円を 293 万 5,000 円減額いたしまして 1,396 万 1,000 円とするものであります。これは 13 節委託料の造材事業委託料ということで除伐事業実績に伴うものであります。先ほど少しお話した南沢の堀内岱、沖田面野中、友倉皆伐、運材等の実績に伴うものであります。次の 28 ページ、6 目林道維持費、既定額 1,859 万円を 1,362 万減額いたしまして 497 万円とするものであります。これにつきましては委託料等工事費含めまして災害復旧費の方で対応したというふうなことに伴う減額補正であります。

次の 29 ページ、8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路維持費であります。既定額 1 億 2,106 万 4,000 円を 1,366 万 9,000 円減額して 1 億 739 万 5,000 円とするものであります。これは 15 節等実績に伴うものであります。次のページ、備品購入費等につきましては、除雪機械の実績に伴う減額というふうなことになります。

次の 31 ページ、9 款消防費 1 項消防費 2 目常備消防費、既定額 1 億 7,390 万 7,000 円を 2,360 万 3,000 円減額しまして 1 億 5,030 万 4,000 円とするものであります。主なものとしまして救急救命士の養成費負担金と消防デジタル無線整備の関係が実績に伴う確定分としております。なお救急救命士につきましては、2 人当初予算でみておりましたが、1 人研修にいただいたということで、1 人分を減額させていただいているということであります。4 目消防施設費、既定額 4,160 万 5,000 円を 469 万 4,000 円減額いたしまして 3,691 万 1,000 円とするものであります。これは工事費等の実績に伴う減額補正であります。6 目防災費、既定額 706 万 9,000 円を 356 万 6,000 円減額しまして 350 万 3,000 円とするものであります。内容につきましては次のページになります。これは 19 節の負担金でありますけれども、秋田県総合防災情報システム整備事業に係る負担金ということで、これは実績に伴う減額補正というふうなことになります。

34 ページ、2 目林道施設災害復旧費であります。既定額 2,421 万 6,000 円を 248 万 7,000 円減額いたしまして 2,172 万 9,000 円とするものであります。これは工事費等災害査定の結果に伴う減額補正ということになります。

11 款災害復旧費の 2 項公共土木施設災害復旧費であります。1 目公共土木災害復旧費既定額 1,688 万 9,000 円を 457 万 2,000 円減額いたしまして 1,231 万 7,000 円とするものであります。これは工事費の部分につきまして、災害査定を受けているわけですが、その結果に伴う減額補正というふうなことになります。

なお、災害復旧費につきましては、先ほど説明したとおり繰り越しで対応するというふうなことで平成 26 年度に繰り越しになります。

以上でありますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（石上耕作） 43 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 14 号 平成 25 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算でございます

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 503 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 8,166 万 2,000 円とするものでございます。内訳につきましては 49 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。3 款 1 項 1 目 1 節現年度分療養給付費負担金、2 目 1 節現年度分、後期高齢者医療支援金負担金 335 万 2,000 円の減。3 目 1 節現年度分、介護納付金負担金 158 万 8,000 円の減。これにつきましては実績見込みによる減額でございます。

4 款 1 項 1 目 1 節現年度分、療養給付費交付金 1,661 万 2,000 円の増、これにつきましても実績見込みによる増額であります。

次のページをお開きいただきたいと思います。7 款 1 項 1 目 1 節高額医療費共同事業交付金 638 万 6,000 円の減。2 目 1 節保険財政共同安定化事業交付金 397 万円の減。これにつきましても実績見込みによる減でございます。

11 款 2 項 2 目 1 節一般被保険者第三者納付金 910 万円の増。これにつきましては第三者行為分の確定による増でございます。

次に歳出でございます。2 款 1 項 1 目、これにつきましては財源更正であります。国、県支出金及び一般財源から、その他の方へ財源を更正するものであります。3 款 1 項 1 目、同じくこれも財源更正であります。国、県支出金からその他の方へ財源更正するものでございます。6 款 2 項 1 目、これも同じく財源更正でありまして、国、県支出金から一般財源の方に財源更正するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。7 款 1 項 2 目、これも同

じく財源更正でありまして、その他から一般財源の方へ財源更正するものでございます。8款 1項 1目 18節備品購入費、特定検診機器更改 52万5,000円の減。これは秋田県国民健康保険連合会が購入したために賃貸変更による減でございます。12款 1項 1目 29節予備費、これにつきましては歳入歳出の調整部分を、ここで補正させていただいております。

以上でございます。

○議長（小林信） 国保診療所事務長。

○診療所事務長（伊藤清） 53ページをご覧いただきたいと思います。

議案第15号 平成25年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,065万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,866万3,000円とするものであります。

詳細については、59ページをご覧いただきたいと思います。歳入 1款 1項外来収入 1目診療報酬収入 1,503万円減額及び2目一部負担金 460万6,000円の減額であります。いずれも患者数の実績見込みによる補正でございます。1項の合計で既定額8,244万3,000円に対して1,963万6,000円の減、合計で6,280万7,000円となります。2款 1項使用料、それから60ページ、2款 2項手数料、これにつきましても実績見込みによる減額補正でございます。3款繰入金でございますが、収入減に対応した繰入金でございますして7,098万4,000円の既定額に対して947万6,000円増額させ8,046万円となります。5款諸収入68万7,000円の既定額に対して30万2,000円の減、これは委託医収入と、学校医及び保育園の分でございます。それと電話使用料の減による実績見込みでございます。

続きまして61ページ、歳出でございます。1款 1項 1目一般管理費128万円の減額補正、これは給料及び賃金、委託料、それぞれの決算見込みによるものでございます。2目研究研修費、同じく負担金の減、実績見込みによる減額です。10万4,000円の減となります。

62ページ、2款医業費でございますが、927万5,000円に対して、需用費、委託費、使用料及び賃借料、それぞれの実績見込みによる減額補正でございます。4,110万1,000円に対してマイナス927万5,000円の減額補正で3,182万6,000円です。

以上でございます。

○議長（小林信） 杉風荘施設長。

○老人ホーム施設長（河村良満） 69ページをお願いいたします。

議案第16号 平成25年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組替えるものでございます。

72 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費、これから話すのは全て実績見込みによる組換えとなっておりますので、よろしく申し上げます。補正額 347 万 3,000 円の減であります。2 款 2 項 1 目施設介護サービス事業費 136 万 7,000 円の減であります。

74 ページ、5 款 1 項 1 目予備費であります。516 万円の減であります。もう一度 73 ページにお戻りいただいて、3 款 1 項 1 目財政調整基金積立金でございますが、先ほどお話しした減額補正した分を財政調整基金の方に 2,000 万円を受けて増としております。

以上でございます。

○議長（小林信） 建設課長。

○建設課長（伊藤秀明） 同じく 81 ページをお開きください。

建設課関係は、議案第 17 号 議案第 18 号 議案第 19 号の 3 件でございます。

最初に議案第 17 号 平成 25 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,115 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,409 万円とするものでございます。

内訳につきましては、87 ページをお開きください。歳入です。1 款 1 項 1 目簡易水道使用料、既定額 3,964 万 1,000 円、補正額 67 万円を減額して 3,897 万 1,000 円とするものでございます。これは町村会で購入したコンピュータの関係で、メータ使用料が、水道使用料の中に組み入れるというふうなことで、実績による減額であります。それぞれ減額しております。2 款 1 項 1 目簡易水道事業県補助金、既定額が 3,522 万円で、700 万円を減額し 2,822 万円とする。これにつきましては入札の請け差で 700 万円を減額するものでございます。

次のページ、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、既定額 6,779 万 2,000 円、補正額 648 万円を減額し 6,131 万 2,000 円とするものでございます。これは一般会計の繰入れでございます。7 款 1 項 1 目簡易水道事業債、既定額 3,520 万円に 700 万円を減額し 2,820 万円とするものです。これは羽立地区の統合簡易水道事業の入札請け差を調整したものです。

次 89 ページになります。歳出でございます。1 款 1 項 1 目統合地区管理費、既定額 2,407 万 2,000 円を 53 万 4,000 円減額し 2,353 万 8,000 円とするものです。これは実績見込みによるもの出でございます。1 款 1 項 2 目沖田面地区管理費 998 万 9,000 円、補正額 13 万 6,000 円を減額し、985 万 3,000 円とするものでございます。これも実績に基づくものによるものでございます。

次のページをお開きください。2 款 2 項 1 目羽立地区統合簡易水道事業費、既定額 1 億 604 万 1,000 円に 2,048 万円を減額し 8,556 万 1,000 円とするものでございます。これは入札請け差により減額するものでございます。

続いて議案第 18 号 平成 25 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 54 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6,532 万 2,000 円とするものでございます。

内訳につきましては 97 ページをお開きください。歳入です。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、既定額 4,188 万 5,000 円に補正額 54 万 5,000 円を減額し 4,134 万円とするものでございます。内訳につきましては、一般会計の繰入金を調整するものであります。

次のページをお開きください。歳出、3 款 1 項 1 目一般管理費は財源更正だけです。2 目施設管理費既定額 2,210 万円、補正額 54 万 5,000 円を減額し 2,155 万 5,000 円とするものでございます。内訳につきましては委託料、工事請負費とも入札した請け差によるものです。

次に 99 ページをお開きください。

議案第 19 号 平成 25 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算でございます。既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものです。内訳につきましては 102 ページをお開きください。3 款 1 項 1 目一般管理費 10 万円を減額するものです。

以上であります。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（石上耕作） 103 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 20 号 平成 25 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,522 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,784 万 1,000 円とするものでございます。

内訳につきましては 109 ページをお開きになっていただきたいと思います。歳入であります。1 款 1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料 22 万 8,000 円の減であります。2 節現年度分普通徴収保険料 181 万 1,000 円の減。3 節滞納繰越分普通徴収保険料 22 万円の減、いずれも実績見込みによる減でございます。

3 款 1 項 1 目 1 節現年度分介護給付費負担金 330 万 3,000 円の増。これにつきましては実績見込みによる増でございます。3 款 2 項 1 目、次のページ、1 節現年度分調整交付金、財政調整交付金 435 万 8,000 円の増。実績見込みによる増でございます。4 目 1 節システム改修費補助金 8 万 5,000 円の増、これにつきましては介護報酬改訂に伴うシステム改修による追加でございます。4 款 1 項 1 目 1 節介護給付費交付金 287 万円の増、実績見込みによる追加でございます。5 款 1 項 1 目 1 節現年度分、介護給付費負担金

224万3,000円の増。これは実績見込みによる追加でございます。同じく2節過年度分、介護給付費負担金3万1,000円の増、これにつきましては平成19年度分の追加でございます。7款 1項 1目 1節現年度分、介護給付費繰入金187万4,000円の増、実績見込みによる追加でございます。4目 1節その他一般会計繰入金294万円の減、これにつきましては、内訳といたしまして、その他一般会計繰入金268万5,000円の減。介護報酬改訂システム改修費8万5,000円の追加。地域支援事業費人件費分として34万円を減額しております。7款 2項 1目 1節財政調整基金繰入金566万2,000円の増、内訳といたしましては給付費の増加分285万2,000円の追加。過年度返還分287万3,000円の追加となっております。

次の112ページをお開きになっていただきたいと思います。歳出であります。1款 1項 1目 19節負担金補助及び交付金、介護保険システム改修費17万円の追加でございます。2款 1項 1目 19節負担金補助及び交付金、在宅介護サービス費給付金、要介護分で2,300万円の追加。施設介護サービス給付費800万円の減となっております。これにつきましては実績見込みによる追加と減額となっております。2款 4項 1目 19節負担金補助及び交付金、高額介護サービス費80万円の増。高額医療合算介護サービス費80万円の減、実績見込みによる追加と減額となっております。3款 1項 1目 2節給料17万3,000円の減。3節職員手当、退職手当組合負担金9万2,000円の減。4節共済費、共済組合負担金7万5,000円の減、これにつきましては実績見込みによる減額でございます。8節報償費37万1,000円の減、これにつきましては実績見込みの減額となっております。次のページ、13節委託料、生活機能評価委託料26万9,000円の減。介護予防事業委託料112万円の減、これは実績見込みによる減でございます。18節備品購入費、健康増進車71万1,000円、これにつきましては入札の差額による減額でございます。6款 1項 2目 23節償還金利子及び割引料、介護給付費返還金、国分3万2,000円の追加。介護給付費返還金で県分が283万6,000円の追加で、国分については平成23年度分で、県分については平成19年度から21年度分でございます。

以上でございます。

○議長（小林信） 総務課長。

○総務課長（小林悦次） 続きまして縦書きの議案の綴りをお出しいただきたいと思います。第2回 上小阿仁村議会定例会提出議案であります。議案の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第21号 平成25年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについて 平成25年度 上小阿仁村簡易水道事業特別会計は施設整備費分として、平成25年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を648万円減額し6,131万

2,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものであります。

提案理由 地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するものであります。

続きまして。次の5ページになります。議案第22号 平成25年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて 平成25年度 上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は施設管理費分として、平成25年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を54万5,000円減額し、4,134万円以内とすることについて、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしまして、地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するものであります。

以上であります。よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第13号から議案第22号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第27 議案第23号から日程第29 議案第25号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第27 議案第23号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第29 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件まで3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 同じく6ページになります。

議案第23号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものであります。

提案理由といたしまして、議会の議員の期末手当の額の改定を行う必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、期末手当の支給率の改正をするものであります。期末手当の支給率は一般職の職員の給与に関する条例の例によるというふうに本文で書かれておりますので、あとで説明をいたします一般職の職員の給与に関する条例を改正することに伴いまして、この条例を改正するものであります。内容的には、6月期末手当の6月支給の、これまで1.4カ月であったものを1.35カ月としまして、0.05カ月引き下げるものであります。また、12月支給の、これまで1.575であったものを1.525としまして、0.05カ月引き下げる内容となっております。

つづきまして次の8ページをお願いいたします。議案第24号であります。特別の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について別記のとおり提出するものであります。

提案理由といたしまして、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員で常勤のものの期末手当の額の改訂を行う必要があるため、この条例を提出案するものであります。

内容につきましては、先ほど議案第23号で説明をしたとおり内容は同じものとなっております。

次の10ページになります。議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出するものであります。

提案理由といたしまして、秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の額の改正を行うとともに、55歳を超える職員に対する昇給抑制の措置を講ずる必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容的には、大きく3つあります。1つは55歳を超えた職員の定期昇給抑制の措置であります。これにつきましては、これまで勤務成績の良好な職員は昇給をしておりましたけれども、改正後は特に良好な職員が昇給するというふうなことになります。それから、期末手当の支給率の改正であります。6月支給分につきましては、これまで1.225カ月でありましたけれども、これを1.175カ月としまして、0.05カ月引き下げるものであります。それから、同じく12月支給の期末手当の分ですけれども、これまで1.375カ月であったものを1.325カ月としまして、0.05カ月引き下げるものであります。それから、勤勉手当でありますけれども、6月支給分につきましては、これまで0.675カ月であったものを0.625カ月としまして、0.05カ月引き下げるものであります。また12月支給の勤勉手当につきましては、これまで0.8カ月であったものを0.75カ月としまして、0.05カ月引き下げるものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第23号から議案第25号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第30 議案第26号から日程第33 議案第29号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第30 議案第26号 上小阿仁村高齢者生活福祉センター設置条例の一部を改正する条例についての件から、日程第33 議案第29号 上小阿仁村保健センターの指定管理者の指定についての件まで4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 同じく 12 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 26 号 上小阿仁村高齢者生活福祉センター設置条例の一部を改正する条例について 別記のとおり提出するものであります。

提案理由といたしまして、上小阿仁村高齢者生活福祉センターを指定管理者による管理ができるようにするための条例改正であります。

内容につきましては、第 3 条の見出しの部分指定管理者による管理というふうに改めまして、第 4 条の見出しを指定管理者の業務に改め、次の条項を次のように改めるものであります。指定管理者は次の掲げる業務を行うものとするというふうなことで、(1) 使用の許可及び許可の取消し並びに商用の制限及び停止に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 使用者の安全の確保、見守り等に関する業務 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの管理に関し村長必要と認める業務というふうなことを追加して改正するものであります。改正によって指定管理ができるようにするものであります。

次の 14 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 27 号であります。

上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてであります。次の団体を上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称 上小阿仁村小沢田字向川原 80 番地 上小阿仁村社会福祉協議会 会長代理者 副会長 田中良一

2, 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

提案理由 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものであります。

次のページ、15 ページになります。議案第 28 号 上小阿仁村保健センター設置条例の一部を改正する条例について、別記のとおり、提出するものであります。

提案理由 上小阿仁村保健センターを指定管理者による管理ができるようにするために、この条例案を提出するものであります。

次のページ、福祉センターと同様に保健センターのについても、指定管理ができるようにするために第 3 条の見出しを指定管理者による管理に改めます。

第 4 条の見出しを指定管理者による管理に改め、同条を次のように改めるといふふうなことになります。(1) 使用の許可及び許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 使用者の安全確保、見守り等に関する業務 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの管理に関し村長が必要と認める業務というふうなことになります。

続きまして 17 ページ、議案第 29 号 上小阿仁村保健センターの指定管理者

の指定について

次の団体を上小阿仁村保健センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、指定管理者となる団体の所在地及び名称 上小阿仁村小沢田字向川原 80番地 上小阿仁村社会福祉協議会 会長代理者 副会長 田中良一

2、指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものであります。

以上であります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第26号から議案第29号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第34 議案第30号から日程第36 議案第32 上程・付託

○議長（小林信） 日程第34 議案第30号 上小阿仁村森林総合利用施設条例の一部を改正する条例についての件から、日程第36 議案第32号 上小阿仁村長信田交流センターの指定管理者の指定についての件まで3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（小林隆） 同じく提出議案の18ページになります。

議案第30号 上小阿仁村森林総合利用施設条例の一部を改正する条例についてであります。森林総合利用施設は萩形キャンプ場のこととあります。上小阿仁村森林総合利用施設条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由 消費税法等の一部を改正する等の法律が平成24年8月に公布されたことにより、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられるため、この条例案を提出するものであります。

次のページ、第4条第2項、使用料の徴収についてでございます。消費税5%を消費税に相当する額に改めるものでございます。附則1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。2 改正後の条例の規定は、施行日以後の使用分から適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

以上であります。

次のページ20ページであります。 議案第31号 上小阿仁村野外生産試作センター設置条例の一部を改正する条例についてあります。野外生産試作センター設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものです。

提案理由 消費税法等の一部を改正する等の法律が平成24年8月に公布さ

れたことにより、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が引き上げられるため、この条例案を提出するものでございます。

21 ページです。同じく野外試作センターの使用料の部分について、消費税 5%を消費税に相当する額に改めるものでございます。

附則 この条例は、1 平成 26 年 4 月 1 日から施行する。2 改正後の条例の規定は、施行日以後の使用分から適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

以上であります。

○議長（小林信） 総務課長。

○総務課長（小林悦次） 22 ページをお願いいたします。

議案第 32 号 上小阿仁村長信田交流センターの指定管理者の指定について次の団体を上小阿仁村長信田交流センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称 上小阿仁村仏者字長信田日の台 330 番地 長信田集落 会長 武石辰久

2, 指定の期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

提案理由 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものであります。

よろしく審議いただきたいと思っております。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 30 号から議案第 32 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 37 議案第 33 号から日程第 40 議案第 36 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 37 議案第 33 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 40 議案第 36 号 上小阿仁村都市公園条例の一部を改正する条例についての件まで 4 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（伊藤秀明） 23 ページです。議案第 33 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のとおり改正するものであります。

提案理由 五反沢地区と大海地区の統合整備のための給水区域の変更を行うとともに、消費税法等の一部を改正する等の法律が平成 24 年 8 月に公布されたことにより、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が引き上げられるため、この条例

案を提出する。

24 ページをお開きください。内容につきましては、1 つ目は第 3 条第 1 項 4 号中「上仏社地区」の次に「大海地区」を加えるということです。

2 つ目につきましては、別表を次のように改めるということです。これは先ほど以来説明している消費税の関係で、今ある数値を変化する前の数値に戻しております。沖田面地区については 1,600 円、これに対して 10 立方メートルまでは 1,600 円、超過 1 立方メートルについては 90 円。統合につきましては 2,500 円、超過分 1 立方メートルにつきましては 50 円。それからプールにつきましては沖田面はありません。統合にについては 10 立方メートルまで 800 円、超過については 50 円。臨時用については 250 円、そして消費税は別途加算するということです。

25 ページです。別表第 2 表でございます。こちらはメータの方でございますけれども、これも同様に 13 ミリメートルの 105 円から 100 円にして、200 ミリメートルを 1,575 円から前の数値に戻し、消費税を別途加算するという事になっていきます。この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次 26 ページでございます。議案第 34 号 農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものでございます。

提案理由 平成 26 年 4 月 1 日から消費税が引き上げられることに伴い、消費税分を転嫁した料金体系とするため、この条例案を提出するものでございます。

27 ページ、別表を次のように改めるということでもあります。これも簡水と同様に消費税転嫁前の数字になっております。それで 1,800 円ところを 1,715 円。世帯員割 600 円のところを 572 円。水洗便所有りは 550 円のところを 524 円。無しが 524 円にする。それから事業所については 1,800 円を 1,715 円、1 立方当たりは 150 円を 143 円にするもので、消費税転嫁前の数値に戻して、消費税は別途加算するという事です。この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次に 28 ページをお開きください。議案第 35 号 上小阿仁村下水道条例の一部を改正する条例でございます。上小阿仁村下水道条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由 平成 26 年 4 月 1 日から消費税が引き上げられることに伴い、消費税分を転嫁した料金体系とするため、この条例案を提出するものでございます。

29 ページ、これは先ほど説明しました集落排水と全く同じ料金となっております。

次の 30 ページをお開きください。議案第 36 号 上小阿仁村都市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。上小阿仁村都市公園条例の一部を

改正する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものでございます。

提案理由 消費税法等の一部を改正する等の法律が平成 24 年 8 月に公布されたことにより、平成 26 年 4 月 1 日から消費税が引き上げられるためこの条例案を提出するものであります。これは沖田面近隣公園をさしております。

31 ページをご覧ください。部分改正の内容につきましては、第 10 条第 2 項本文中「消費税 5 %」を「消費税に相当する額」に改めるということでありませう。附則 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。2 改正後の条例の規定は、施行日以後の使用分から適用し、同日前の使用分については、なお従前の例によるということでございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 33 号から議案第 36 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 41 議案第 37 号及び日程第 42 議案第 43 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 41 議案第 37 号 沖田面近隣公園の指定管理者の指定についての件と日程第 42 議案第 43 号 上小阿仁村若者センターの指定管理者の指定についての件、2 件を一括議題といたします。

本件は 2 番、長井直人君に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって、2 番 長井直人君の除斥を求めませう。

（2 番 長井直人議員 除斥）

提案理由の説明を求めませう。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 32 ページをお開きいただきたいと思ひます。議案第 37 号 沖田面近隣公園の指定管理者の指定について、次の団体を沖田面近隣公園の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めませう。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称 上小阿仁村沖田面字野中 278 番地 沖田面集落 会長 長井直人

2, 指定の期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

提案理由 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものであります。

続きまして 41 ページをお願いいたします。議案第 43 号 上小阿仁村若者センターの指定管理者の指定について、次の団体を上小阿仁村若者センターの指

定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称 上小阿仁村沖田面字野中 278 番地 沖田面集落 会長 長井直人

2, 指定の期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

提案理由 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 37 号と議案第 43 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

2 番 長井直人君の除斥を解きます。

（2 番 長井直人議員 着席）

#### 日程第 43 議案第 38 号及び日程第 44 議案第 40 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 43 議案第 38 号 上小阿仁村立農村公園設置条例の一部を改正する条例の件と日程第 44 議案 40 号 上小阿仁村ふるさと公園設置条例の一部を改正する条例についての件、2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 33 ページをお願いいたします。

議案第 38 号 上小阿仁村立農村公園設置条例の一部を改正する条例について、上小阿仁村立農村公園設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものであります。

提案理由 上小阿仁村立農村公園を指定管理者による管理ができるようにするため、この条例案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。内容につきましては、指定管理者が管理できるようにするために第 3 条の見出しを「指定管理者による管理」に改めます。それから第 4 条第 2 項中、村長を指定管理者に改め、同条を第 6 条とし、第 3 条の次の 2 条を加えるものであります。

指定管理者の業務 第 4 条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

1 号 使用の許可及び許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務、

2 号 公園施設の保全管理に関する業務、3 号 前 2 号に掲げるもののほか公園の管理に関し村長が必要と認める業務、となっております。

続きまして 36 ページをお願いいたします。 議案第 40 号 上小阿仁村ふる

さと公園設置条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村ふるさと公園設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものであります。

提案理由 上小阿仁村ふるさと公園を指定管理者による管理ができるようにするため、この条例案を提出するものであります。

これも同様に、指定管理者が管理できるようにするために、第3条の見出しを指定管理者による管理に改めます。それから第4条ですけれども、指定管理者の業務 第4条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。1号 使用の許可及び許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務、2号 公園施設の保全管理に関する業務、3号 前2号に掲げるもののほか、公園の管理に関する関し村長が必要と認める業務といたします。

以上であります。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第38号と議案第40号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第45 議案第39号及び日程第46 議案第41号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第45 議案第39号 上小阿仁村立農村公園の指定管理者の指定についての件と日程46 議案41号 上小阿仁村ふるさと公園の指定管理者の指定についての件、2件を一括議題といたします。本件は7番、伊藤敏夫君に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、7番 伊藤敏夫君の除斥を求めます。

（7番 伊藤敏夫議員 除斥）

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 35ページをお願いいたします。

議案第39号 上小阿仁村立農村公園の指定管理者の指定について

次の団体を上小阿仁村立農村公園の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称 上小阿仁村小沢田字向川原 75番地 小沢田集落 会長 田中良一

2, 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものであります。

38ページをお願いいたします。議案第41号 上小阿仁村ふるさと公園の指

定管理者の指定について、次の団体を上小阿仁村ふるさと公園の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称 上小阿仁村小沢田字向川原 75番地 小沢田集落 会長 田中良一

2, 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思ひます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第39号と議案第41号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

7番、伊藤敏夫君の除斥を解きます。

（7番 伊藤敏夫議員 着席）

#### 日程第47 議案第42号及び日程第48 議案第44号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第47 議案第42号 上小阿仁村若者センター設置条例の一部を改正する条例についての件と日程48 議案44号 上小阿仁村立上小阿仁国保診療所使用料等徴収条例の一部を改正する条例についての件、2件を一括議題といたします。

提案理由の説明求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩野京子） 39ページをお開きください。議案第42号 上小阿仁村若者センター設置条例の一部を改正する条例について、上小阿仁村若者センター設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由 消費税法等の一部を改正する等の法律が平成24年8月に公布されたことにより、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられるため、この条例案を提出する。

40ページをお開きください。上小阿仁村若者センター設置条例の一部を改正する条例、上小阿仁村若者センター設置条例の一部を次のよう改正する。

第7条第2項本文中「消費税5%」を「消費税に相当する額」に改める。附則 1, この条例は、平成26年度4月1日から施行する。2, 改正後の条例の規定は、施行日以後の使用分から適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

○議長（小林信） 診療所事務長

○診療所事務長（伊藤清） 42ページをご覧いただきたいと思ひます。議案第

44号 上小阿仁村立上小阿仁国保診療使用料等徴収条例の一部を改正する条例について、上小阿仁村立上小阿仁国保診療所使用料等徴収条例一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由 消費税法等の一部を改正する等の法律が平成24年8月に公布されたことにより、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられるため、この条例案を提出する。

次のページをご覧ください。上小阿仁村立上小阿仁国保診療所使用料等徴収条例の一部を改正する条例、上小阿仁村立上小阿仁国保診療所使用料等徴収条例の一部を次のよう改正する。

第2条第2項本文中「消費税5%」を「消費税に相当する額」に改める。 附則 1, この条例は、平成26年度4月1日から施行する。2, 改正後の条例の規定は、施行日以後の使用分から適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第42号と議案第44号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第49 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第49 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（小林信） はい、総務課長。

○総務課長（小林悦次） 議案綴りの15ページ、議案第28号で上小阿仁村保健センター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げましたが、一部訂正をお願いしたいと思います。

16ページになります。16ページの上から8行目になります。中ほどでありますけれども、第4条の見出しを「指定管理者による管理」というふうに書いてございますけれども、これを「指定管理者の業務」に訂正をしていただくようお願いいたします。

大変申しわけありません。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） その他、訂正ありませんか。はい、2番 長井直人君。

○2番（長井直人） 保健センターの指定管理の業務だけであればいいのですが、34ページの農村公園、37ページのふるさと公園、これについては指定管理者による管理のままでもいいということではよろしいでしょうか。

○議長（小林信） 暫時休憩します。

15時42分 休憩

15時50分 再開

○議長（小林信） 再開します。

○議長（小林信） はい、総務課長。

○総務課長（小林悦次） 大変申しわけございません。訂正箇所が2箇所ございますので、よろしく願いいたします。

35ページになります。議案第39号であります。上小阿仁村立農村公園の指定管理者の指定についてであります。

別記の1, の指定管理者となる団体の所在地及び名称の箇所であります。住所の部分について訂正をお願いいたします。上小阿仁村小沢田字向川原75番地となっておりますけれども、ここの部分を上小阿仁村小沢田字小沢田74番地に訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

もう1箇所あります。38ページをお願いいたします。議案第41号 上小阿仁村ふるさと公園の指定管理者の指定についてであります。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称の箇所であります。住所につきまして、上小阿仁村小沢田字向川原75番地となっておりますけれども、ここの部分を上小阿仁村小沢田字小沢田74番地に訂正をしていただくようお願いをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） その他、訂正ありませんか。先ほど、長井議員から質問のあった管理者の管理の件に関してはよろしいですか。はい、建設課長。

○建設課長（伊藤秀明） 現在のある条例からして大丈夫です。

## 散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

15時53分 散会